

復 命 書

出張年月日 平成22年11月10日 出張地 熱海市役所

用 件 熱海市伊豆山における残土処分について ( ) (ほか)

熱海市内で展開されている ( ) による開发行為の対応について、熱海市役所より協力依頼があった。

出席者：別紙のとおり

熱海市役所建設課 ( ) :

( ) から熱海市伊豆山地内で残土処理および道路開設したいとの相談が熱海市役所にあった。

これまで、( ) 及びその関連会社による開発は現在市内で6箇所行われている。全てが開発途中で止まっており、また管理もずさんで申請書どおりに施工されていない。その中で今回新たな開発の相談があった。熱海市としてはこのような状態を放置することはできない。関係機関と協力して、対応していきたい。

概要 県（熱海土木事務所、東部健康福祉センター、東部農林事務所）も熱海市の現状を承知しており、それぞれの法令等に基づき、協力することを確認した。

上記のとおり復命します 平成22年11月10日

東部農林事務所長 様

職 氏名 ( )

## 土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

### 議 事 次 第

平成 22 年 11 月 10 日 (水) 午後 2 時  
熱海市中央公民館 7 F 多目的会議室

- 1 開 会
- 2 出席者自己紹介
- 3 議 題：
  - ① 熱海市内の施工状況——XXXXXXXXXX(説明:まちづくり課)
  - ② 熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議
    - (1) 経過報告及び計画概要の説明(説明:建設課)
    - (2) 各部署の意見
    - (3) 今後の対応方法
    - (4) その他

熱海市役所 建設課 XXXXXXXXXX

TEL : 0557-86-6409

FAX : 0557-86-6429

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者(予定)

H22. 11. 5

東部農林事務所

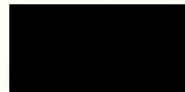
治山課

林地保全係



東部健康福祉センター(東部保健所)

廃棄物課



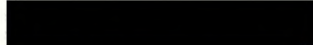
熱海土木事務所

工事課

用地管理課



熱海市



建設課

まちづくり課



観光部



市民部

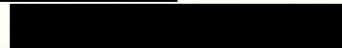
環境企画室



防災室



水道温泉課



## 土の採取等計画届出書の経緯 (熱海市伊豆山字赤井谷)

### 1) 敷地概要

- ① 所有者: [REDACTED]
- ② 住所: [REDACTED]
- ③ 面積: 35万坪 (取得日:H18.9.21)

### 2) 用途地域、その他の地区

- ① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域
- ② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法
- ③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

### 3) その他 —— 『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道課施設 —— 調圧槽、ポンプ場、送水管

### 4) 今までの申請状況 —— 周辺を含む【別図資料参照】

図面掲載以外の計画

- ① H18年 —— 伊豆山鳴沢地区と伊豆山土沢地区を結ぶ道路(幅員10m)
- ② H19年12月 —— ヘリポート計画
- ③ H.20年3月 —— 分譲計画
- ④ レッドデータブックについて

### 5) 土の採取等申請経緯

平成18年9月12日	用地取得
平成19年3月9日	届出書の提出(上流部)【別紙—1】(下流部)
平成19年4月9日	届出書の受理書交付(上流部) —— 工期 受理日から12月
※ 下流部の土採取条例の届出(H19.5.2 東部農林治山課と協議)	
1. ダム2基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。	
2. 上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)	
平成19年4月12日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成19年4月 日	伐採届け
平成21年3月19日	盛土の開始(電話連絡)
平成21年6月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成21年11月4日	熱土、東農、市で合同会議
平成21年11月13日	受理書について指示事項を通知。【別紙—2】 (土採取、伐採届け、風致)
平成21年11月17日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成21年12月9日	受理書の変更、工法、工期:H22.4.8日まで【別紙—3】
平成22年3月23日	工期の変更、工期:H22.7.8日まで【別紙—4】
平成22年7月	8月10日完成予定([REDACTED]から口答で確認)
平成22年8月	盛土土砂に混廃材を使用
平成22年9月9日	[REDACTED]に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成22年9月17日	土採取条例8条第1項の届出について(要請)【別紙—5】
平成22年10月8日	土砂搬入の中止要請【別紙—6】

6) 現場の状況(写真参照)

- ① 区域面積が1.0haより多くなっていると予想される。
- ② 現在の土砂の法切断面は、硬化剤を使用した段より4.0mより上に築造
- ③ 現在の土砂の法切断面は、混廃材を使用している。
- ④ 届出の図面と大幅な変更あり。
- ⑤ 工事用道路に廃材を引きつめている。
- ⑥ 上からミズ道の箇所が崩れている。

7) [REDACTED]からの提案(H22.11.4)

- ① 現在の埋立区域の半分を部分完了させ、新たに1haの許可が得られないか。  
(申請者が別企業)
- ② 現在の許可を完了させると同時に、他の場所に新たに1haの許可が得られないか。
- ③ 現在の埋め立て部を起点として、桃山に抜ける幅員10mの道路の新設と併用して土の搬入が出来ないか。

8) 協議事項

- ① 届出工事期間が過ぎても、土砂を入れ続けた場合の対応。  
——法面を安定させるために土砂搬入。廃材撤去して法面を作るための土砂搬入

② 7) ①の提案について。

③ 7) ②の提案について。

④ 7) ③の提案について。

作成年月日:平成22年11月10日 [REDACTED]

## 資料目次

1. 土の採取等計画届出書(上流部)受理書(H19. 4. 9) ——— P 1
2. 受理書について指示事項を通知(H21. 11. 13) ——— P 2
3. 土の採取等変更計画届出書 (H21. 12. 9) ——— P 3  
受理書 (H21. 12. 10)
4. 土の採取等変更計画届出書(工期変更)(H22. 3. 23) ——— P 4
5. 土採取条例 8 条第 1 項の届出について(要請) ——— P 5  
(H22. 9. 17)
6. 土砂搬入の中止要請(H22. 10. 8) ——— P 6
7. 現場写真 ——— P 7

受 理 書

熱建設第 208 号  
平成19年 2月 9日




受理者 熱海市長 齊藤 栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第3条第1項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷  の一部  
区域面積 9,446㎡

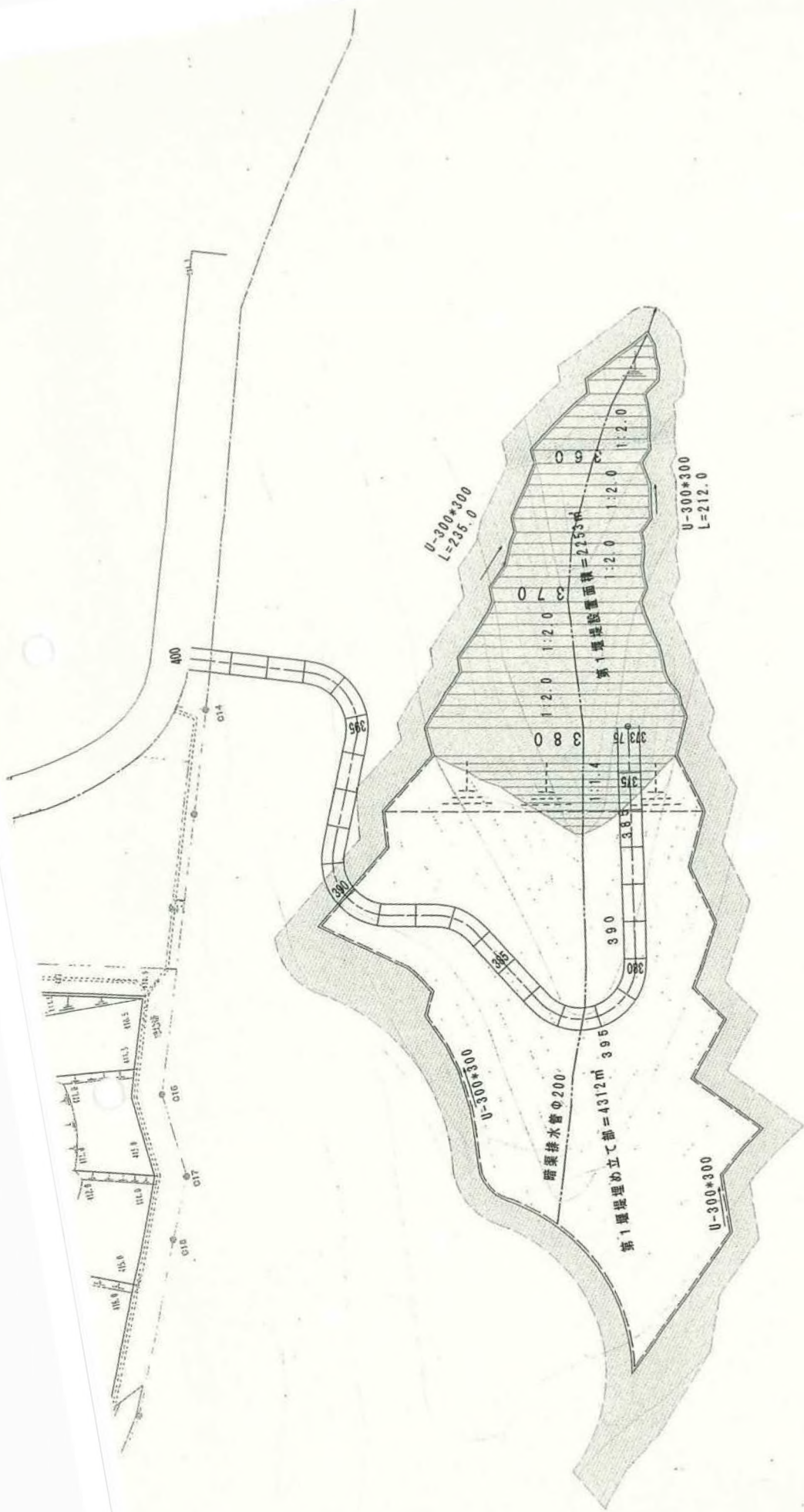
2. 受付年月日

平成19年 3月 9日

3. 附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。





熱 建 建 第 5 7 1 号  
平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日



熱 海 市 長 齊 藤 栄

熱海市伊豆山字赤井谷における土の採取等について（通知）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項

- ①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
- ②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
- ③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

3. 提出先

熱海市建設部建設課

住所 〒413-8550 熱海市中央町1番1号

電話 0557-86-6405・6409

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

熱建建第623-2号

平成21年12月10日

様

熱海市長 齊藤 栄



受 理 書

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規則条例第4条第1の規定による届出書を次のとおり受理したので通知する。

記

1 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷

2 受理年月日

平成21年12月10日

3 受理番号

第 909 号

様式第2号(第3条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)  
(一部改正〔平成6年規則5号・12年46号〕)

土の採取等変更届出書

平成21年12月9日

熱海市長 齊藤 栄 様

届出者	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

(電話番号 [Redacted])

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制  
条例 第4条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。  
第4条第2項

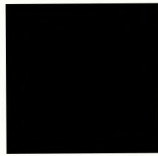
1 変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成19年4月9日熱建設第208号



2 変更の内容

変更前		変更後
① 工法	口7771L	土堰土堤
② 面積	9,446 m <sup>2</sup>	9,695.89 m <sup>2</sup>
③ 工期	H19.4.9 ~ H20.4.8	H19.4.9 ~ H22.4.8
④ 現場責任者	[Redacted]	[Redacted]



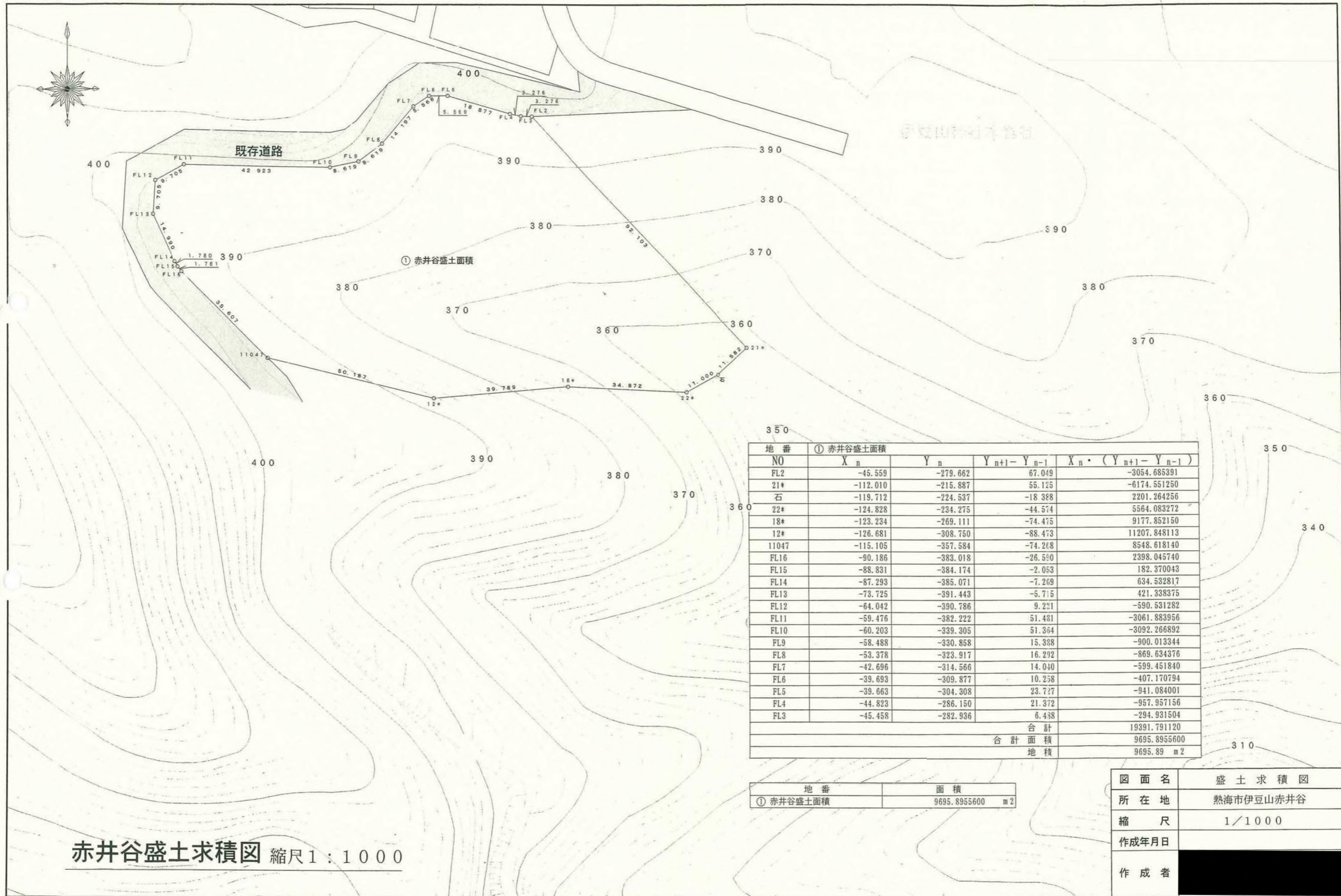
変更前	変更後

3 変更の理由

変更前の計画では、ロック工法により土留を予定であったが  
現地の石の量では足らぬ工法の変更をすにめ。  
工法変更の為工期及び現場責任者も合わせて変更する。

4 変更の年月日

年 月 日

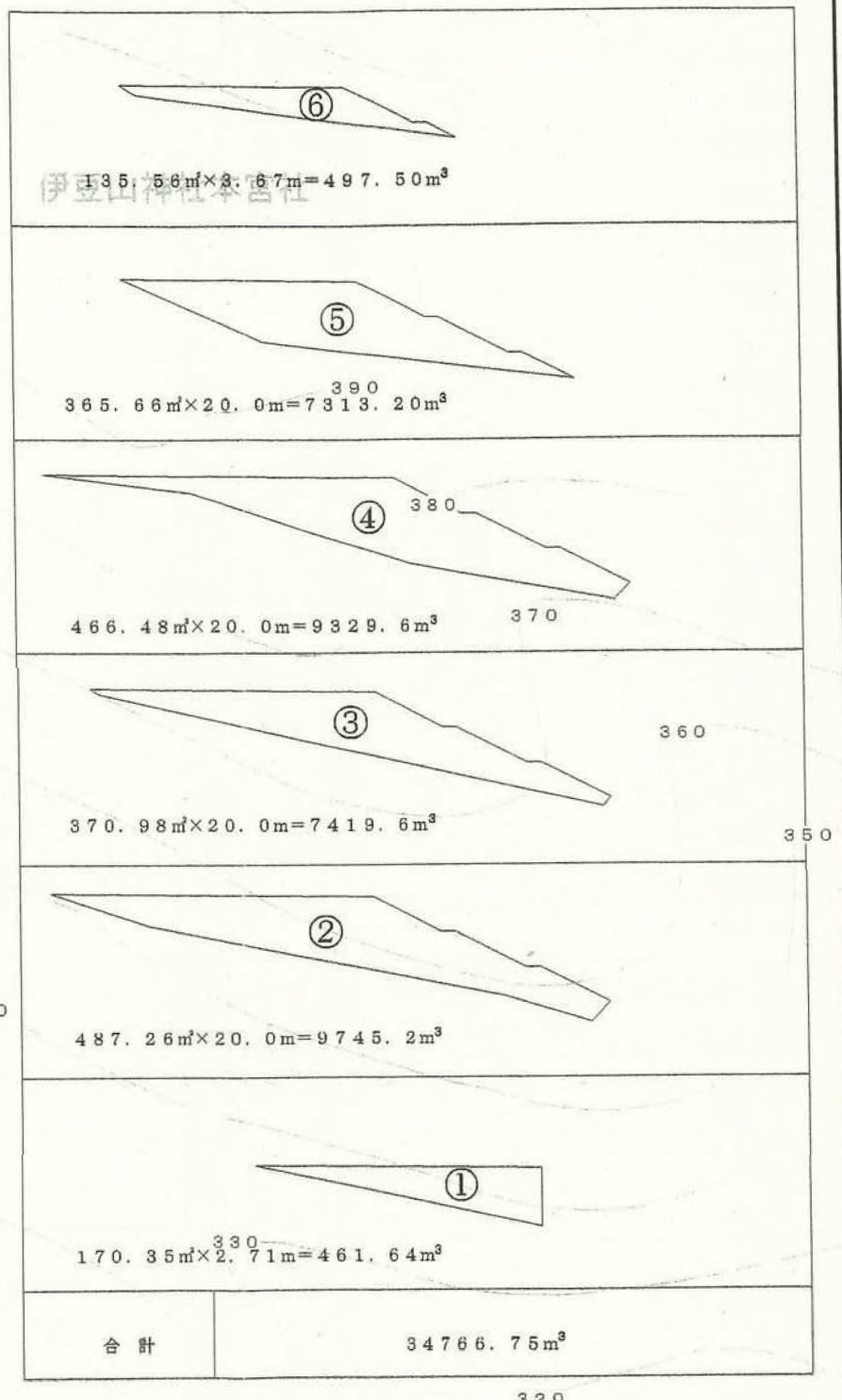
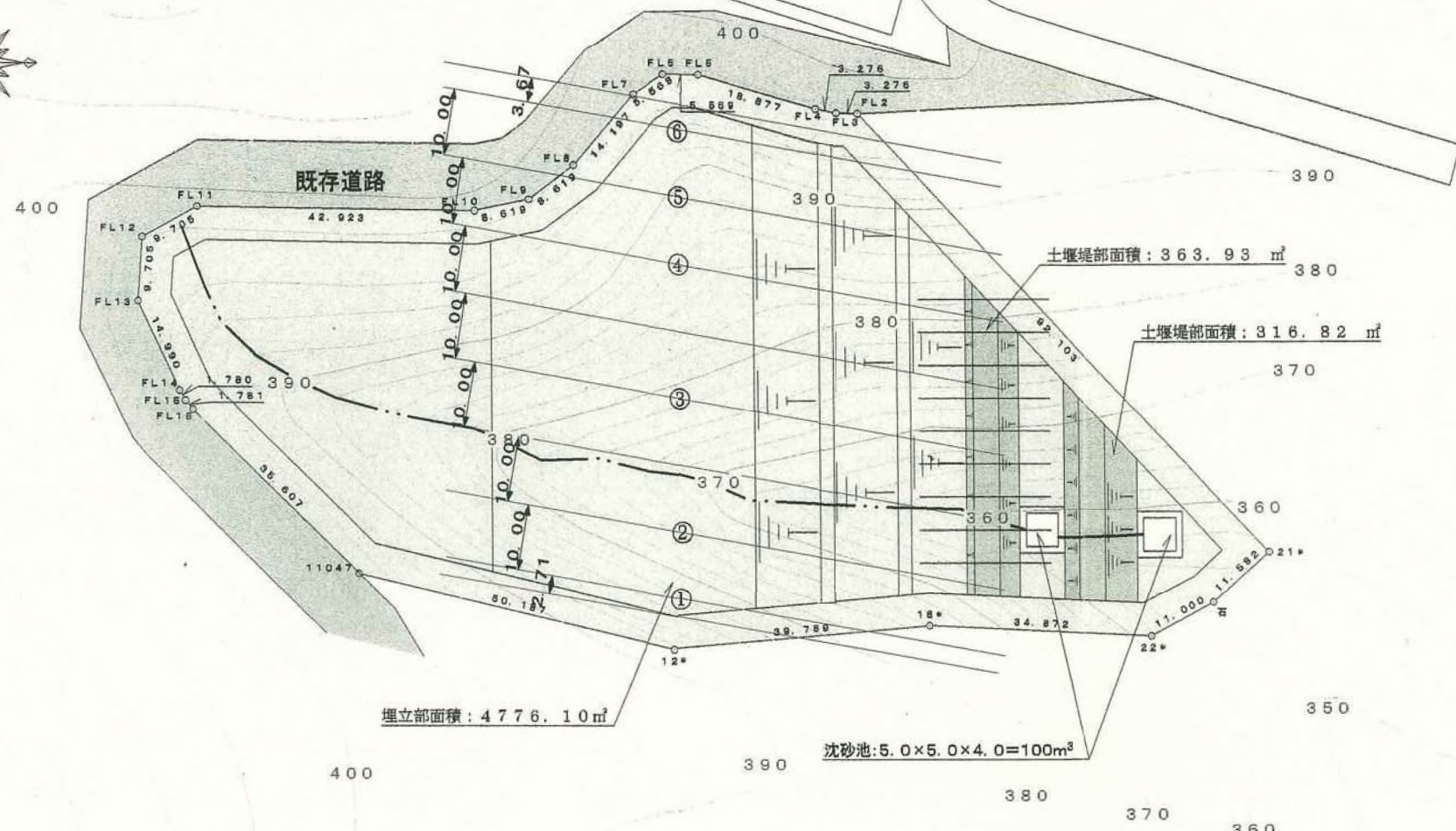


赤井谷盛土求積図 縮尺1:1000

地番	① 赤井谷盛土面積			
NO	$X_n$	$Y_n$	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
FL2	-45.559	-279.662	67.049	-3054.685391
21*	-112.010	-215.887	55.125	-6174.551250
石	-119.712	-224.537	-18.388	2201.264256
22*	-124.828	-234.275	-44.574	5564.083272
18*	-123.234	-269.111	-74.475	9177.852150
12*	-126.681	-308.750	-88.473	11207.848113
11047	-115.105	-357.584	-74.268	8548.618140
FL16	-90.186	-383.018	-26.590	2398.045740
FL15	-88.831	-384.174	-2.053	182.370043
FL14	-87.293	-385.071	-7.269	634.532817
FL13	-73.725	-391.443	-5.715	421.338375
FL12	-64.042	-390.786	9.221	-590.531282
FL11	-59.476	-382.222	51.481	-3061.883956
FL10	-60.203	-339.305	51.364	-3092.266892
FL9	-58.488	-330.858	15.388	-900.013344
FL8	-53.378	-323.917	16.292	-869.634376
FL7	-42.696	-314.566	14.040	-599.451840
FL6	-39.693	-309.877	10.258	-407.170794
FL5	-39.663	-304.308	23.727	-941.084001
FL4	-44.823	-286.150	21.372	-957.957156
FL3	-45.458	-282.936	6.438	-294.931504
合計				19391.791120
合計面積				9695.8955600
地積				9695.89 m <sup>2</sup>

地番	面積
① 赤井谷盛土面積	9695.8955600 m <sup>2</sup>

図面名	盛土求積図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	



⑥  $135.56m \times 3.67m = 497.50m^3$

⑤  $365.66m \times 20.0m = 7313.20m^3$

④  $466.48m \times 20.0m = 9329.6m^3$

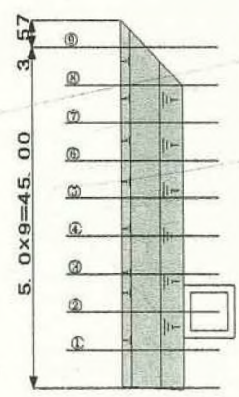
③  $370.98m \times 20.0m = 7419.6m^3$

②  $487.26m \times 20.0m = 9745.2m^3$

①  $170.35m \times 2.71m = 461.64m^3$

合計  $34766.75m^3$

⑥	$8.30m \times 3.3m = 27.39m^3$
⑤	$36.73m \times 5.0m = 183.6m^3$
④	$45.00m \times 5.0m = 225.0m^3$
③	$45.00m \times 5.0m = 225.0m^3$
②	$27.38m \times 5.0m = 136.9m^3$
①	$25.73m \times 10.0m = 257.3m^3$
合計	$1055.19m^3$



⑥	$4.50m \times 3.57m = 16.06m^3$
⑤	$16.42m \times 5.0m = 82.10m^3$
④	$18.71m \times 5.0m = 93.55m^3$
③	$21.00m \times 5.0m = 105.00m^3$
②	$21.00m \times 10.0m = 210.00m^3$
①	$18.68m \times 5.0m = 92.90m^3$
②	$19.58m \times 5.0m = 97.80m^3$
③	$12.01m \times 5.0m = 60.05m^3$
④	$12.20m \times 5.0m = 61.00m^3$
合計	$818.40m^3$

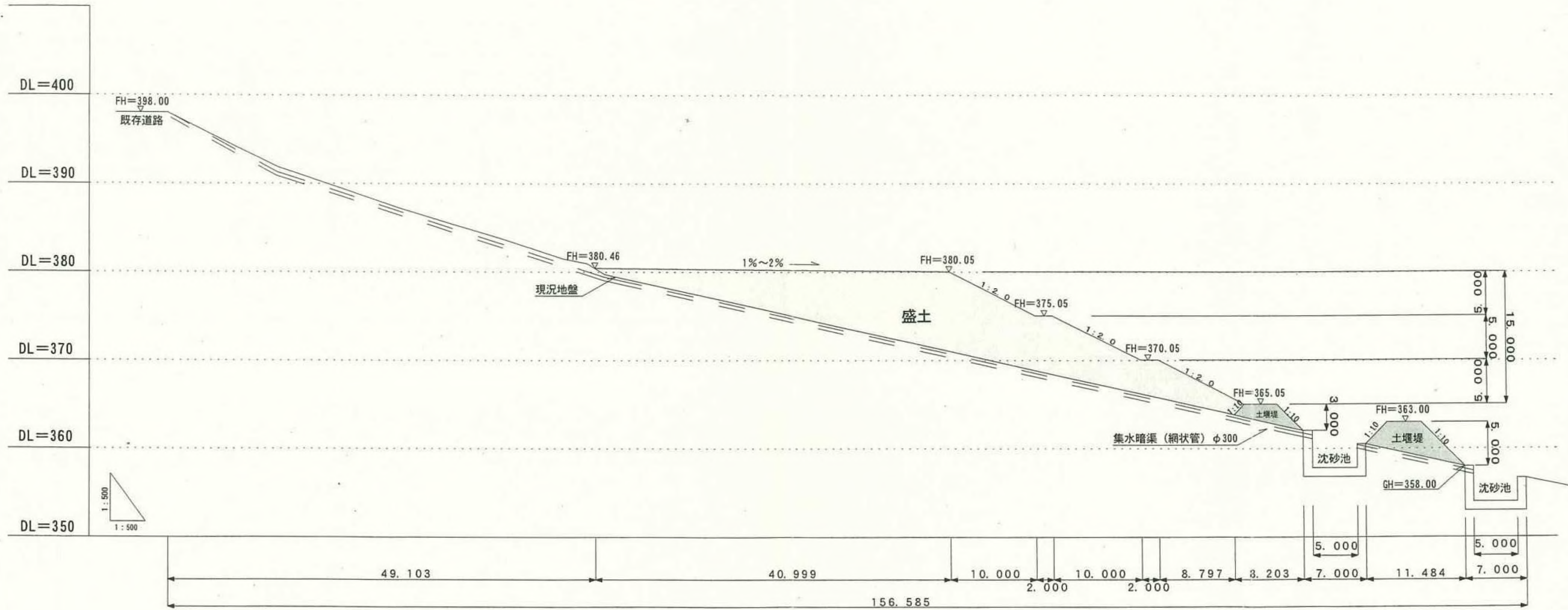
土量合計  
 $1055.19m^3 + 818.40m^3 + 34766.75m^3$   
 $= 36640.34m^3$

盛土面積  
 $4776.10 + 363.93 + 316.82$   
 $= 5456.85m^2$

赤井谷盛土計画平面図 縮尺1:1000

図面名	赤井谷盛土計画平面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	

土堰堤、盛土計画断面図 S=1:500



図面名	土堰堤、盛土計画断面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/500
作成年月日	
作成者	

様式第2号(第3条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)  
(一部改正 [平成6年規則5号・12年46号])

土の採取等変更届出書

平成22年3月23日

熱海市長 齊藤 栄 様

届出者	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

(電話番号 [Redacted])

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

第4条第1項  
静岡県土採取等規制条例  
第4条第2項  
の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成21年12月10日熱建建第623-2号



2 変更の内容

変更前	変更後
工期 平成22年4月8日まで	工期 平成22年4月8日～平成22年7月8日まで



熱建建第 号  
平成 22 年 9 月 15 日



熱海市長 齊藤 栄


静岡県土採取等規制条例第 8 条第 1 項の届出について (要請)

平成 22 年 3 月 23 日付け熱建建第 105-2 号で受理しました「静岡県土採取等規則条例第 4 条第 1 項の規定による届出書」について土の採取等を行う期間が、平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日までとなっており、完成に向けて事務協議を行い、「8 月 10 日までに完成させ検査を受ける予定である。」とのことでしたが、完了届けが提出されておられません。

この土採取箇所は初逢川の上流にあたり、土砂崩壊が発生すると初逢川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるため、土砂の搬入をしないよう要請します。また、完了届けを提出して検査を受けるよう要望します。

記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷 

2. 工事期間

平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日



熱建建第 388 号

平成 22 年 10 月 8 日



熱海市長 齊藤 栄


静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について  
(土砂搬入の中止要請)

平成 22 年 9 月 17 日付け熱建建第 352 号で発送した要請文において、伊豆山赤井谷で貴殿が静岡県土採取等規制条例により実施している工事に対し、工事期間が過ぎているので「工事中止」と「完成届けの提出」を要請しております。

しかしながら、要請を無視して残土の搬入が行なわれており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるため、即刻土砂の搬入中止を要請します。

記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷 

2. 工事期間

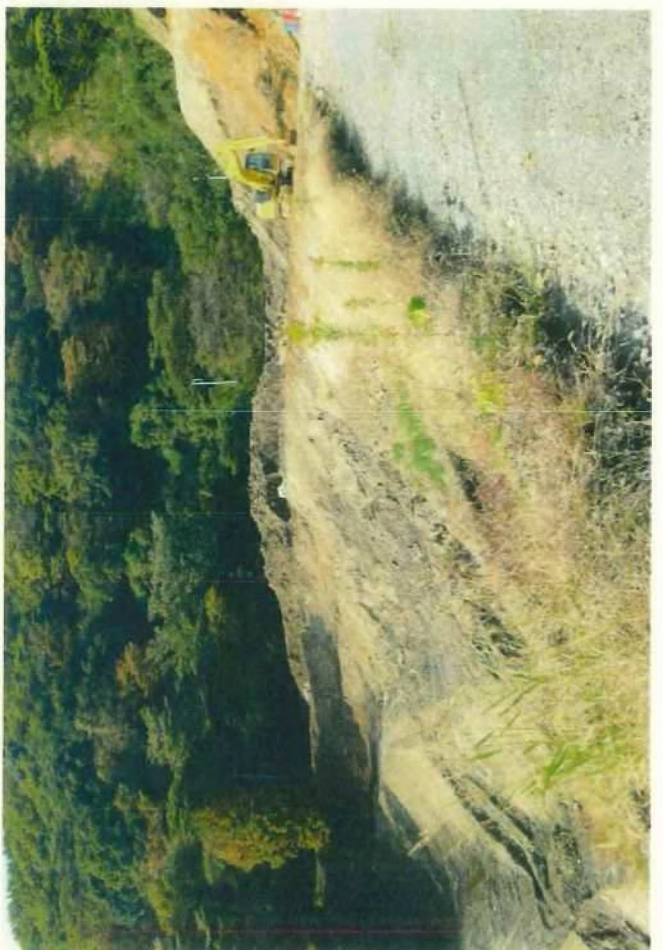
平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日

H22.10.18





H22. 11. 9







## 資料

平成 22 年 11 月 10 日  
熱海市まちづくり課

### 【関係】

本資料は、9月9日（火）において、  
と以下の事項について協議を行った内容に、その後、現在までの状況を  
加えたものである。

（登場する工事関係者：

#### ① 伊豆山七尾D工区の開発関係（都市計画法による開発行為）

宅地造成が中断したままのD工区については再開の目処がたたない。8月に敷地の造成工事を行うとの名目で土砂の搬入が行われたが、9月に入り作業は終了した。（この造成は

（D工区の土地所有者は、  
だが、実質は、。）

#### ② 伊豆山赤井谷の土砂の埋立関係（土採取条例による土砂の埋立）

赤井谷への土砂の搬入は、の指示の下、が行っている。自分とは関与していない。盛土法面整形を終えて、その後完了検査を受ける予定である。9月9日時点では赤井谷への土砂の搬入は行われていなかった。しかし、の指示によってD工区に搬入できなくなったことから、が赤井谷に土砂の搬入を行うことになった。その後、木くず・産業廃棄物の類の搬入が発覚したため、10月20日頃から現在迄は搬入をやめさせている。

（赤井谷の土地所有者は、）

#### ③ 日金町の建物解体に伴うコンクリート殻の関係（建物の解体）

日金町の解体現場から伊豆山七尾に運搬、同所において機械により粉砕し舗装の路盤材に流用する計画に変わりはないが、資金不足のため中断。日金町の現場について、コンクリート殻を安全に配慮した置き方にするるとともに、隣地へ迷惑をかけないように敷地の管理を行うことを指示した。

しかし、その後も適切な管理がおこなわれていない。

（土地の所有者は、  
、実質は、。）



④ 上多賀駅裏の開発関係（都市計画法による開発行為）

宅地造成は中断したままである。9月時点で上多賀の土地はすべて売却する予定である。その後、一部の土地において名義が変更されたことを確認している。開発事業の地位承継は行われていない。

⑤ 上多賀駅裏の道路工事関係（道路法に準ずる自主工事）

現在、道路工事が行われているが、この工事には現在[ ]は関与していない。申請は[ ]のままで、[ ]の指示の下、[ ]が行っている。この土地についても売却する予定で、名義の変更が予想される。工事はそのまま継続されると思われるとのことであったが、11月の現在、中断している模様である。

（現在の土地の所有者は[ ]だが、④と同様に名義が替わることが予想される。）

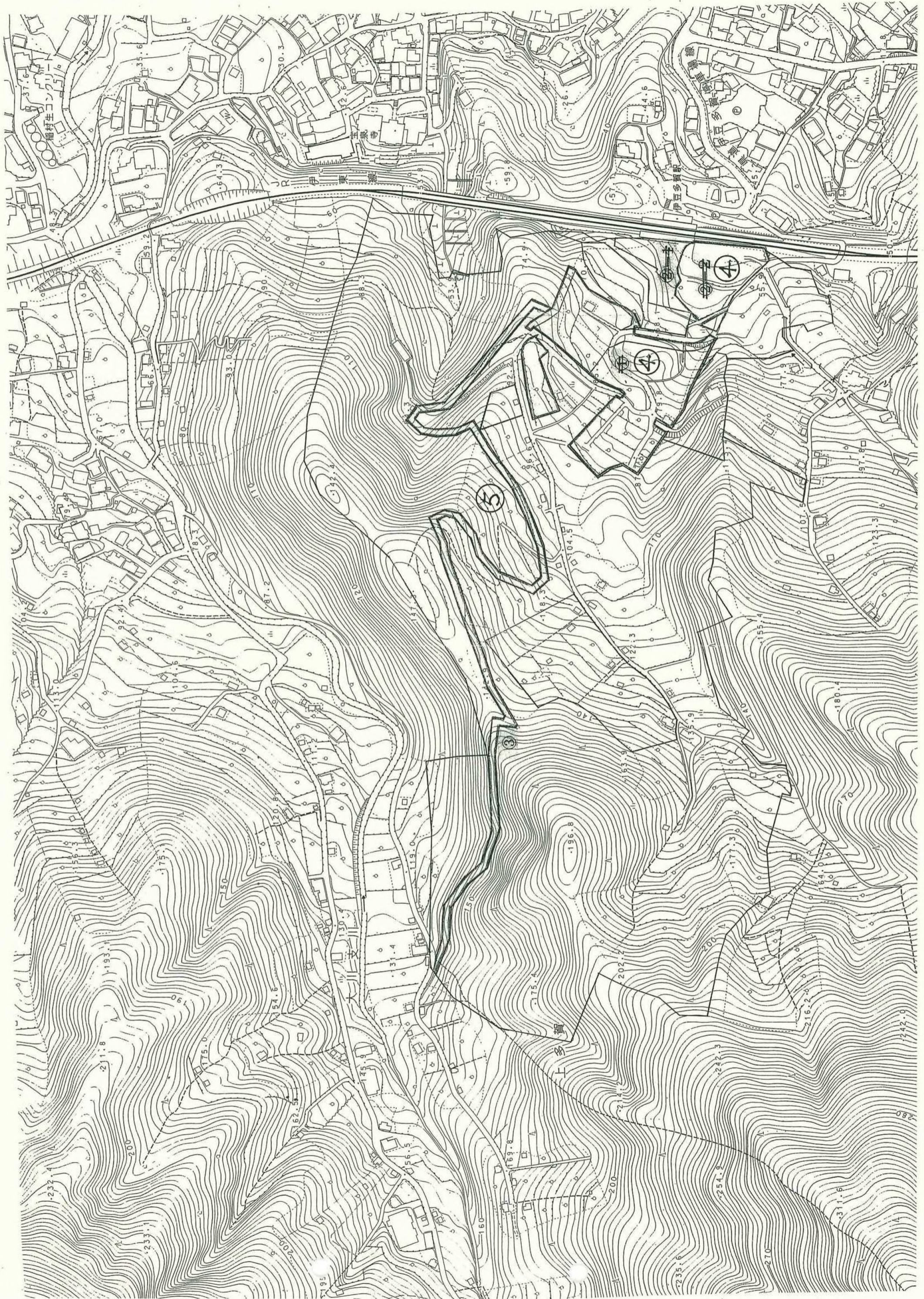
⑥ 伊豆山赤井谷地内における道路計画

11月4日（木）、[ ]が来庁した際に、現在土砂の搬入を行っている赤井谷を起点に、桃山方面へ幅員10mの道路を新設し、併せて土砂の搬入を行いたいとの申し出があった。

許可の有無について後日回答する予定である。

以 上





供  
覧

治山課

備考

事 務 連 絡  
平成 22 年 11 月 5 日

東部農林事務所 治山課 様  
東部健康福祉センター廃棄物課 様  
熱海土木事務所長 様

熱海市役所建設部建設課

土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

日頃、熱海市の土木行政に対し、御理解と御尽力いただき、ありがとうございます。  
さてこの度、伊豆山地区で実施している土の採取等の計画に対する打ち合わせを、下記  
のとおり開催しますので、関係職員の出席をお願いします。

記

- 1 日 時： 平成 22 年 11 月 10 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
- 2 会 場： 熱海市中央公民館 (いきいきプラザ) 7 F 多目的会議室
- 3 議 題：  
熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議
  - ① 経過報告及び計画概要の説明
  - ② 各部署の意見
  - ③ 今後の対応方法

熱海市役所 建設課

TEL : 0557-86-6409

FAX : 0557-86-6429